

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
日曜日の翌日)

目次

- ◇ 告 示 青少年に有害な図書類の指定(児童家庭課)
保険医の登録(保険課)
- 国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるもの(〃)
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二俣)(農村整備課)
- 土地改良事業の換地計画の認可申請の適否の決定(〃)
- 土地収用法による事業の認定(管理課)
- 土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)
- 選挙管理委員会の招集
- 遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第九百四十三号

鳥取県青少年健全育成条例(昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号)第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定番号	種 別	題 名	書 号	発行 記号等	類 別 表示された発 行所名
3462	雑誌その他 の刊行物	折り鶴		KJ-ケ1	Do 企画
3463	"	好望ナース新肉の疼き 看護日記		KJ-ケB	Do 企画
3464	"	少女LIP		SL-11-J	Do 企画
3465	"	SPOON vol.31		SP-10-J	Do 企画
3466	"	女陰まる出し 指いたずら		KJ-ケA	Do 企画
3467	"	HUMMING		HM-10-J	Do 企画
3468	"	Milky		MK-10-J	Do 企画
3469	"	MESSAGE		ME-11-J	Do 企画
3470	"	セクシーアクション 4月号		雑誌 0551 3-4	株式会社サン出版

3471	"	ザ・ヒットMAGAZINE 男の特選地図 No. 8	5月増刊号	雑誌 1413 6—5	三和出版株式会社
3472	"	ジエント 5月号増刊 VIDEO NETWORK	雑誌 0511 8—5/31	株式会社笠倉出版	
3473	"	あこがれ女高生B組	6月号	雑誌 1766 5—6	考友社出版株式会社
3474	"	アップル通信	6月号	雑誌 0155 9—6	三和出版株式会社
3475	"	ザ・ヒットMAGAZINE	6月号	雑誌 1413 5—6	三和出版株式会社
3476	"	セクシアクション	6月号	雑誌 0551 3—6	株式会社サン出版
3477	"	ギヤルズ・アクション	7月号	雑誌 0258 3—7	考友社出版株式会社
3478	"	コスモス通信	7月号	雑誌 1396 3—7	考友社出版株式会社
3479	"	ヒデオフラッシュ	9月号	雑誌 1339 7—9	株式会社浪速書房
3480	"	PRIVATE	9月号	なし	株式会社浪速書房
3481	"	GAL情報	10月号	なし	三共図書出版社
3482	"	THEポッキー通信	10月号	なし	株式会社浪速書房
3483	"	ピーチ通信	10月号	なし	株式会社浪速書房
3484	"	ルンペン写真	10月号	なし	三共図書出版社
3485	"	VIDEOGAL通信	No.23	なし	株式会社浪速書房

鳥取県告示第九百四十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
近藤 洋 一	鳥医第四、〇〇五号	平成元年八月二十二日

鳥取県告示第九百四十五号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条に規定する療養取扱機関として同条第三項の規定により申出の受理があったものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理及び特定承認療養取扱機関の承認並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条の規定により次のとおり告示する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理の年月日
堀江歯科医院	米子市錦町一丁目二二	平成元年七月十七日
医療法人社団山田内科医院	米子市錦町一丁目三九	平成元年七月一日
早田産婦人科クリニック	鳥取市吉方温泉二丁目五〇二	平成元年七月二十四日

鳥取県告示第九百四十六号

大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）六尾地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十七号

大山町が行う土地改良事業（団体営ため池等整備事業大谷地区ため池等整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成元年九月二十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
大山町役場
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十八号

国府町が行う土地改良事業に係る麻生地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

平成元年九月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

国府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百四十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

鳥取市

二 事業の種類

鳥取市立第二学校給食センター移転改築工事

三 起業地

1 収用の部分 鳥取市蔵田字下タ江地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

鳥取市役所

鳥取県告示第九百五十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十条第一項の規定に基づき、安倍彦名団地土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成元年九月十九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 土地区画整理事業の名称

安倍彦名団地土地区画整理事業

二 施行者の住所及び名称

鳥取市東町一丁目二七一

鳥取県住宅供給公社

理事長 西尾邑次

三 事業施行期間

第一工区 昭和六十一年五月三十日から平成元年三月三十一日まで

第二工区 昭和六十一年五月三十日から平成元年六月三十日まで

第三工区 昭和六十一年五月三十日から平成二年三月三十一日まで

四 施行地区

第一工区

米子市安倍字清水尻西、字組板西、字船入及び字船入沖並びに彦名

町字二番川、字二番川中及び字二番川灘の各一部

第二工区

米子市安倍字組板西及び字船入沖並びに彦名町字二番川灘及び字坂

口新田一の各一部

第三工区

米子市彦名町字二番川中、字三番川灘及び字坂口新田一の各一部

五 事務所の所在地

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県住宅供給公社内
六 施行認可の年月日

昭和六十一年五月二十四日

七 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所の掲示版に掲示する。

九 変更認可の年月日

平成元年九月十二日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十六号

平成元年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成元年九月十九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

一 日時 平成元年九月二十二日(金)午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇 鳥取県選挙管理委員会

三 議題

1 不在者投票管理者を置くことのできる病院の指定について

2 青年リーダー研修会について

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第七十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成元年九月十九日

鳥取県公安委員会委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類					型 式	製 造 業 者 名
					ザ・トキオA	株式会社平和
					プラトーンII A	
					ゼウスA	
					レインボーA	
					ブラボトエンゼルA	
					UFOジャックA	

ばあんと遊技機

ラッキートチャンスA	安来名人A	ストリートビンゴセA	キューピットA	シヨットガン重砲	日本一B	ドリムランド	ディスクジョッキー二	マハラジャ一	ファイバーレクサスVII	スパイラルI	カーニバル
					株式会社ニューギン		株式会社大一商會		株式会社三共		有限会社銀座

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目鳥

取 県

【定価一部一箇月千八百五十円（送料を含む。）】